斑鳩町自主防災連絡会会則

（名称）

第1条　この会は、斑鳩町自主防災連絡会（以下「連絡会」という。）を称する。

（目的）

第2条　連絡会は、自主防災組織、防災士、防災に関心のある者の相互の連携を強化し、

もって地域の防災力の向上、自主防災活動の活性化及び効果的な防災対策の推進

を図るとともに、災害時における救助活動に資することを目的とする。

（事業）

第3条　連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

　　　（１）自主防災組織、防災士、防災に関心のある者の相互の連携、協力体制、情報

交換に関すること。

　　　（２）地域における防災力の向上、防災対策の推進及び災害救助活動に関するこ

と。

　　　（３）その他必要と認めること。

（会員）

第4条　会員は、斑鳩町内の自主防災組織、防災士、防災に関心のある者で、会長に入会

申込書を提出した者とする。

　　　２　会員は別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

　　　３　連絡会の活動は、ボランティアで行うものとする。

（役員）

第5条　連絡会に、次の役員を置くことができる。

　　　（１）　会長　1名

　　　（２）　副会長　若干名

　　　（３）　幹事　若干名

　　　２　役員は総会の議決により選出する。

　　　３　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　４　欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第6条　役員の任務は、次のとおりとする。

　　　（１）　会長は、連絡会を代表して会務を総括する。

　　　（２）　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指

名した副会長が、その職務を行う。

　　　（３）　幹事は、連絡会の運営を補佐する。

（顧問）

第7条　会長は、会務を円滑に行うため、役員会の承認を得て顧問を置くことができる。

（会議）

第8条　会議は、必要に応じて会長が招集する。

　　　２　会議の種類は、次のとおりとする。

　　　　（１）　総会

総会は会員の1/2以上の出席をもって成立し、出席会員の1/2以上の賛

成をもって議決する。

　　　　（２）　定例会

　　　　（３）　役員会

　　　　（４）　その他必要な委員会

　　　　　　　　必要な委員会は役員会の議決をもって設置する。

（議長）

第9条　会議の議長は、出席会員の中から選任する。

（会費）

第10条　連絡会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（事務局）

第11条　事務局は、斑鳩町安全安心課内に置く。

（会則改正）

第12条　本会則の改正は、総会における出席会員の1/2以上の賛成をもって、改正するこ

とができる。

附則　この会則は、令和5年7月28日から施行する。

　　　２　令和6年2月18日　改定